

かながわ復興支援ネットワーク 規約

(趣 旨)

第1条 この規約は、かながわ復興支援ネットワーク(以下、「ネットワーク」と称す)の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 神奈川県内に事務局を置く国際協力NGOが活動中の国・地域で災害が発生した際に、当該NGOによる災害復興活動を支えるため募金活動を行う。集まった寄付金を当該NGOへ寄託する。また、市民、NGO、自治体、企業などが連携して災害復興支援に取り組める地域のネットワークを構築・強化する。

(組 織)

第3条 ネットワークはこの目的に賛同するNGO、関係機関、企業、行政をもって構成する。以下、賛同団体と称す。

(運営委員会)

第4条 特定非営利活動法人横浜NGO連絡会、地域国際化協会に指名された者、および国際協力に関する組織、有識者などから構成される運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、この会の目的を遂行するために業務を行う。

3 運営委員会には次の役員をおく。委員長、副委員長は、運営委員会において委員の互選により選任する。監事は、運営委員以外の者から選任する。役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人
- (3) 監事 1人

(プロジェクト・チーム)

第5条 運営委員会は、災害毎に独立したプロジェクト・チームを設置できる。

2 プロジェクト・チームは、当該活動に賛同する運営委員、被災地域で活動するNGO、有識者などを以て構成される。

3 プロジェクト・チームは、当該災害復興支援のための情報収集、広報活動、募金活動等を行う。

4 プロジェクト・チームは、その目的を達成し、寄付者への報告義務を果たしたときに解散する。

(事務局)

第6条 ネットワークの事務局を特定非営利活動法人横浜NGO連絡会に置く。

(寄付金の管理)

第7条 寄付金は、被災地域で活動するNGOへの寄託までの間、事務局が管理する。

(寄付金の出納)

第8条 寄付金の出納は、運営委員会の決裁を経て、事務局が行う。

(寄付金の使途)

第9条 寄付金は、第2条の目的を達成するため、次の経費に充てるものとする。

- (1) 被災地域で活動するNGOへの寄託
- (2) 寄付金総額の10%にあたる本ネットワーク運営事務費用
- (3) その他、プロジェクト・チームが認める費用

(寄付金の寄託)

第10条 被災地域で活動するNGOへの寄付金の寄託に当たっては、プロジェクト・チームの意見を尊重しつつ運営委員会において公正かつ適正に協議を行い決定する。

(報告)

第11条 運営委員会は、説明責任を果たすため、寄付金の寄託を完了後、プロジェクト・チームとともに報告書を作成し、募金への協力者をはじめとする多くの人に活動の経過と成果を知らせる。

(規約の変更)

第12条 この規約は、運営委員の4分の3以上の決議がなければ変更できない。

(解散)

第13条 このネットワークは、運営委員の4分の3以上の決議により解散する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は運営委員会が別に定める。

附則

1 この規約は、2008年7月1日から施行する。

以下余白